審議会の見直し

1 審議会の状況

(1)設置状況(21年4月1日時点)

	機関数	うち、活動が 低調なもの()	うち、委員数が 20 名超のもの	委員数
機関数	225	29	54	2,759
うち法令・条例	103	12	37	1,638
うち要綱	122	17	17	1,121

開催回数が3年間0回もしくは5年間1回以下のもの(設置後5年未満を除く)

(2)機関数の推移

時点	H14.8	H16.3	H17.3	H18.4	H19.4	H20.4
機関数	232	227	224	224	223	228
うち法令・条例	132	128	119	114	105	103
うち要綱	100	99	105	110	118	125

(3)開催の状況

20年度中に設置されていた機関	239	
うち会議を開催した機関	186	(
うち公開した審議会数	117	(
うち結果を公表した審議会数	86	

(開催会議数 892) (公開した会議数 259)

H21.4.1 現在の設置数 225 に、20 年度中に廃止した 15 機関を含み、H21.4.1 設置の 1 機関を除いた数。

2 課題

- ・会議が開催されておらず、役割を終えたと思われるもの
- ・部内や同一課内に類似すると思われる審議会があるもの
- ・委員数が多く、形式的な会議となっていると思われるもの 等がある。

このため、組織の簡素化や事務局担当課の負担軽減、委員報酬等コストの抑制に取り組む必要がある。

3 見直しの視点

基本的には現行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に沿って見直すが、 委員数の削減等を含め指針の改定を検討する。

- ・ 活動実態のない審議会等の廃止
- ・ 類似する審議会等の統合
- ・ 委員数の削減 (現行の指針では 20 名以内だが、委員が十分に意見を発言し、 実質的な議論が行われることができる 10 名以内とすることを検討。)

審議会の設置状況一覧 (平成21年4月1日時点 225機関)

事務局	担当部署	完業人なわり	÷0.55.10.100	二十年度
部局名	課名	審議会等名称	設置根拠	開催回数
		千葉県試験研究機関評価委員会	要綱等	2
	政策企画課	千葉県政策評価委員会	要綱等	1
		千葉県大規模公共事業等事前評価委員会	要綱等	0
w^^~	地域づくり推進	三番瀬再生会議	要綱等	3
総合企画部	課	千葉県国土利用計画地方審議会	法令・条例	1
	水政課	千葉県水道事業運営審議会	法令・条例	0
	交通計画課	千葉県バス対策地域協議会	要綱等	2
	男女共同参画課	千葉県男女共同参画推進懇話会	要綱等	2
		セクハラ相談・苦情処理委員会	要綱等	0
		千葉県職員委員会	法令・条例	0
	ル 小マ々≐田	千葉県公務災害等認定委員会	法令・条例	1
	総務課	千葉県公務災害補償等審査会	法令・条例	0
		千葉県特別職報酬等審議会	法令・条例	0
		千葉県行政改革推進委員会	要綱等	1
	税務課	千葉県税財政研究会	要綱等	0
	市町村課	千葉県自治紛争処理委員	法令・条例	3
		千葉県固定資産評価審議会	法令・条例	2
		千葉県市町村合併推進審議会	法令・条例	1
総務部	TL///*_ 70-0	千葉県情報公開審査会	法令・条例	21
		千葉県情報公開推進会議	法令・条例	5
	政策法務課	千葉県個人情報保護審議会	法令・条例	11
		千葉県公益認定等審議会	法令・条例	6
	学事課	千葉県私立学校審議会	法令・条例	6
	子事 砞 	千葉県公私立高等学校協議会	要綱等	1
		千葉県国民保護協議会	法令・条例	0
	ऽ∺ ऽऽ +म ुक् रि≻्ऽऽ≑⊞	千葉県防災会議	法令・条例	1
	消防地震防災課	千葉県石油コンビナート等防災本部	法令・条例	2
		千葉県住宅防火対策推進協議会	要綱等	1
	総務ワークステーション	千葉県職員健康管理審議会	要綱等	1
健康福祉部	健康福祉政策課	21 世紀健康福祉戦略検討委員会	要綱等	1
		千葉県医療審議会	法令・条例	4
		千葉県社会福祉審議会	法令・条例	2
		(地域保健医療協議会)		
		東葛南部地域保健医療協議会	要綱等	1
		東葛北部地域保健医療協議会	要綱等	1
		安房地域保健医療協議会	要綱等	1
		印旛山武地域保健医療協議会	要綱等	1
		香取海匝地域保健医療協議会	要綱等	1

事務局	担当部署	完美人なわり	÷n.==+0+m	二十年度
部局名	課名	審議会等名称	設置根拠	開催回数
		山武長生夷隅地域保健医療協議会	要綱等	1
		君津地域保健医療協議会	要綱等	1
		市原地域保健医療協議会	要綱等	1
		(健康福祉センター運営協議会)		
		習志野健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		市川健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		松戸健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		野田健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		印旛健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		香取健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		海匝健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		山武健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		長生健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		夷隅健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		安房健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		君津健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		市原健康福祉センター運営協議会	法令・条例	1
		千葉県人権施策推進委員会	要綱等	8
	健康福祉指導課	千葉県原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	要綱等	12
		健康ちば地域・職域連携推進協議会	要綱等	2
	 健康づくり支援	千葉県歯科保健医療協議会	要綱等	1
	健康フトリン族 課	千葉県地域リハビリテーション協議会	要綱等	2
	中本	千葉県保健サービス評価総括委員会	要綱等	0
		千葉県がん対策審議会	法令・条例	0
	疾病対策課	千葉県難病対策協議会	要綱等	0
		千葉県特定疾患医療審査会	要綱等	12
		(保健所感染症診査協議会)		
		習志野保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		市川保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		松戸保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		野田保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		印旛保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		香取保健所感染症診查協議会	法令・条例	24
		海匝保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		山武保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		長生保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		夷隅保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		安房保健所感染症診査協議会	法令・条例	24
		君津保健所感染症診查協議会	法令・条例	24
		市原保健所感染症診査協議会	法令・条例	24

事務原	司担当部署	☆社人 な <i>行和</i>	÷Λ架扫伽	二十年度
部局名	課名	審議会等名称	設置根拠	開催回数
		千葉県感染症対策審議会	法令・条例	2
		千葉県エイズ対策推進会議	要綱等	0
		千葉県結核・感染症発生動向調査委員会	要綱等	4
		千葉県肝炎対策協議会	要綱等	1
		千葉県アレルギー対策協議会	要綱等	1
		次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議	要綱等	1
		次世代育成支援行動計画評価・策定作業部会(次世代	要綱等	3
	児童家庭課	育成支援行動計画推進作業部会)	女們分	3
		千葉県小児慢性特定疾患等医療審査会	要綱等	12
		千葉県母子保健運営協議会	要綱等	0
	 高齢者福祉課	千葉県介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画作成懇談会	要綱等	2
		認知症地域支援体制構築推進会議	要綱等	4
		千葉県精神医療審査会	法令・条例	38
		千葉県精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	要綱等	4
		千葉県地方精神保健福祉審議会	法令・条例	1
		障害のある人の相談に関する調整委員会	法令・条例	4
	障害福祉課	障害のある人もない人も共に暮らしやすい 千葉県づくり推進会議	法令・条例	1
		千葉県障害者施策推進協議会	法令・条例	2
		障害程度審査委員会	要綱等	12
		人工透析審查委員会	要綱等	12
		千葉県障害者介護給付費等不服審査会	法令・条例	2
		千葉県後期高齢者医療審査会	法令・条例	4
	 保険指導課	千葉県国民健康保険審査会	法令・条例	2
	水火油等味	千葉県介護保険審査会	法令・条例	3
		介護予防市町村支援委員会	要綱等	0
		千葉県医療情報提供事業運営委員会	要綱等	0
		千葉県行政解剖検討委員会	要綱等	0
		千葉県精度管理専門委員会	要綱等	2
		千葉県周産期医療保健協議会	要綱等	1
	医療整備課	千葉県救急・災害医療連絡協議会	要綱等	2
		千葉県救急医療損失医療費補てん審査委員会	要綱等	1
		看護のあり方に関する検討委員会	要綱等 要綱等	0
		千葉県歯科技工士試験委員会		2
		千葉県准看護師試験委員会	法令・条例	4
		千葉県合同輸血療法委員会	要綱等	1
	 薬務課	千葉県後発医薬品安心使用促進協議会	要綱等 要綱等	2
	→ 370A	千葉県骨髄移植推進協議会		1
		千葉県薬事審議会	法令・条例	0
	衛生指導課	千葉県食品等安全・安心協議会	法令・条例	2
	147171日(子)叭	千葉県公衆浴場入浴料金等協議会	要綱等	0

事務局担当部署		空 達 人 空夕稅	÷1.92+0+bi	二十年度
部局名	課名	審議会等名称	設置根拠	開催回数
	衛生指導課	千葉県生活衛生適正化審議会	法令・条例	0
	衛生研究所	千葉県大規模コホート調査研究推進委員会	要綱等	0
	保健医療大学	県立保健医療大学評議会	法令・条例	H21年4月1日設置
		ちば環境学習ネットワーク会議	要綱等	4
		千葉県公害審査会	法令・条例	0
		千葉県環境会議	要綱等	0
		千葉県環境審議会	法令・条例	7
	環境政策課	千葉県環境影響評価委員会	法令・条例	15
		千葉県新産業環境保全対策専門委員会	要綱等	0
		三番瀬環境学習施設等検討委員会	要綱等	2
		ちばCO2CO2ダイエット推進県民会議	要綱等	3
	水質保全課	千葉県地質環境対策専門委員会	要綱等	3
		千葉県大気環境保全対策専門委員会	要綱等	0
	大気保全課	千葉県自動車交通公害対策推進協議会	要綱等	0
		千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会	法令・条例	0
		千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会	要綱等	2
環境生活部		景観等影響評価専門委員会	要綱等	1
		環境調査評価専門委員会	要綱等	0
	自然保護課	千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)策定検討会	要綱等	1
		千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定検討会	要綱等	1
		千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会	要綱等	1
		千葉県特定外来生物(キョン)防除実施計画策定検討会	要綱等	1
		千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会	要綱等	0
	貸源循境推進課 ─	千葉県廃棄物対策推進会議	要綱等	1
		「バイオマス立県ちば」アドバイザリー委員会	要綱等	2
	廃棄物指導課	千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会	要綱等	4
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千葉県消費者行政審議会	法令・条例	2
	県民生活課 	千葉県青少年問題協議会	法令・条例	1
	NPO 活動推進課	千葉県 NPO 活動推進委員会	要綱等	4
	生活·交通安全課	千葉県交通安全対策会議	法令・条例	0
		千葉県知的財産戦略推進協議会	要綱等	1
	産業振興課	千葉新産業振興戦略会議	要綱等	1
		千葉ものづくり認定製品認定委員会	要綱等	2
	定用兴纬电	千葉県労働施策審議会	法令・条例	1
商工労働部	雇用労働課	千葉県地域基金事業協議会	要綱等	1
	経営支援課	千葉県大規模小売店舗立地審議会	法令・条例	6
	/₽ <i>寸</i> >±#	千葉県保安専門委員会	要綱等	0
	保安課	千葉県土石採取対策審議会	法令・条例	1
	観光課	千葉県伝統工芸品産業振興協議会	要綱等	1
農林水産部	農林水産政策課	千葉県農林水産部所管公共事業評価委員会「農林委員会」	要綱等	3

事務局担当部署		完業人なわれ	きの霊田伽	二十年度
部局名	課名	審議会等名称	設置根拠	開催回数
		千葉県農林水産部所管公共事業評価委員会「水産委員会」	要綱等	0
		千葉県農政審議会	法令・条例	0
		千葉県農業共済保険審査会	法令・条例	0
	団体指導課	千葉県漁業経営再建計画審査会	要綱等	0
		千葉県水産業協同組合合併協議会	要綱等	0
	安全農業推進課	千葉県食育推進県民協議会	要綱等	1
		「ちばエコ農業」推進委員会	要綱等	1
	生産販売振興課	千葉県卸売市場審議会	法令・条例	0
	森林課	千葉県森林審議会	法令・条例	1
	本木个个百木	千葉県みどりの県民会議	要綱等	0
		千葉県漁業士認定委員会	要綱等	1
	 水産課	千葉県漁業構造改善協議会	法令・条例	1
	小儿生味	千葉県海面利用協議会	要綱等	2
		三番瀬漁場再生検討委員会	要綱等	3
		千葉県資源管理型漁業促進協議会	要綱等	1
	漁業資源課	千葉県栽培漁業推進協議会	要綱等	1
		豊かな森・川・海をつくる夷隅川協議会	要綱等	2
	県土整備政策課	千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会	要綱等	5
	都市計画課	千葉県都市計画審議会	法令・条例	3
		千葉県開発審査会	法令・条例	8
	技術管理課	千葉県総合評価検討委員会	要綱等	3
		千葉県政府調達苦情検討委員会	要綱等	0
	₹₩	千葉県建設工事紛争審査会	法令・条例	35
	建設・不動産業課	千葉県建設業審議会	法令・条例	0
		千葉県入札監視委員会	要綱等	2
		千葉県事業認定審議会	法令・条例	0
	用地課	千葉県土地利用審査会	法令・条例	0
		千葉県地価調査委員会	要綱等	3
県土整備部	河川環境課	千葉県保管プレジャーボート処理委員会	法令・条例	1
	/门/口圾/兄(木	千葉県水防協議会	法令・条例	1
	港湾課	千葉県地方港湾審議会	法令・条例	2
		木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理審議会	法令・条例	3
	 都市整備課	流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理審議会	法令・条例	3
	本中別 크도 다 나다	柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理審議会	法令・条例	4
		流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会	法令・条例	3
	公園緑地課	千葉県屋外広告物審議会	法令・条例	1
	ムロ型が外上に日本	千葉県景観審議会	法令・条例	3
		千葉県建築審査会	法令・条例	12
	建築指導課	千葉県建築士審査会	法令・条例	4
		千葉県建築物安全安心推進協議会	要綱等	1

事務局	担当部署	審議会等名称	設置根拠	二十年度
部局名	課名	金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	設 員(政)处	開催回数
	総務企画課	千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会	要綱等	4
水道局	計画課	おいしい水づくり推進懇話会	要綱等	2
		北総浄水場排水処理施設 PFI 事業者選定委員会	要綱等	2
企業庁	幕張新都心整備	幕張新都心住宅地区事業計画調整委員会	要綱等	0
正来/]	課	幕張新都心住宅地区計画デザイン会議	要綱等	1
		千葉県立病院改革プラン検討会	要綱等	3
	 経営管理課	千葉県立病院将来構想検討会	要綱等	6
	統昌昌珪詠 	千葉県立病院運営懇談会	要綱等	0
		千葉県病院局大規模施設整備事業事前評価委員会	要綱等	0
	がんセンター	倫理審査委員会	要綱等	7
	13·70 ピンター	千葉県がんセンター運営懇話会	要綱等	1
病院局	救急医療センター	千葉県救急医療センター運営懇話会	要綱等	0
	精神科医療センター	千葉県精神科医療センター運営懇話会	要綱等	2
	こども病院	千葉県こども病院地域連携事業検討委員会	要綱等	1
		千葉県こども病院運営懇話会	要綱等	1
	循環器病センター	千葉県循環器病センター運営懇話会	要綱等	1
	東金病院	千葉県立東金病院運営懇話会	要綱等	1
	佐原病院	千葉県立佐原病院運営懇話会	要綱等	1
		千葉県子ども読書活動推進会議	要綱等	1
	 生涯学習課	千葉県図書館協議会	法令・条例	3
	土涯子自味	千葉県生涯学習審議会	法令・条例	3
		千葉県社会教育委員会議	法令・条例	3
		千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会	要綱等	4
	北京等等田	千葉県産業教育審議会	法令・条例	2
教育庁	指導課 	千葉県教科用図書選定審議会	法令・条例	2
		千葉県子どもと親のサポートセンター協議会	要綱等	2
	特別支援教育課	千葉県心身障害児就学指導委員会	法令・条例	4
	学校安全保健課	千葉県公立学校職員健康審査会	法令・条例	34
	文化財課	千葉県博物館協議会	法令・条例	3
	人心的味	千葉県文化財保護審議会	法令・条例	4
	体育課	千葉県スポーツ振興審議会	法令・条例	2

審議会等の設置及び運営等に関する指針

平成 15 年 5 月 策定 (平成 15 年 5 月 16 日付 総第 120 号別添) 平成 16 年 2 月 一部改正 (平成 16 年 2 月 12 日付 総第 780 号別添) 平成 17 年 3 月 一部改正 (平成 17 年 3 月 14 日付 総第 684 号別添)

1 目的

この指針は、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、準拠すべき基本 事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等の中で、次の事項に該当するものは、審議会等から除外するものとする。

- (1) 県職員、関係行政機関職員のみで組織されているもの。
- (2)関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたもの。
- (3)表彰等の審査を目的としたもの。
- (4) 県に対し独立的・自主的に運営されるもの。

3 設置

審議会等の設置に当たっては、次によることとする。

- (1) スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな検討・審議事項が生じた場合においても、可能な限り既存の審議会等の活用を図ること。
- (2)今後法律に設置義務があるものを除き、新たな審議会等の設置が必要となった場合は、条例により設置すること。ただし、やむを得ず、要綱等により設置する場合は、次の事項に基づいて行うものとする。

5年を超えない範囲で時限を定め、時限の到来又は目的の達成等をもって、原則 廃止すること。

法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう、「審査会」、「審議会」、「調査会」の名称は用いないこと。

4 見直し

(1)要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等であって、次に該当するものは、廃 止又は統合するものとする。また、法律又は条例に基づいて設置された附属機関につ いても、この趣旨を十分踏まえ、見直しを進めるものとする。

目的が達成されたもの

社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの

活動が不活発なもの(過去3年間開催実績がないもの等)

他の手段等で代替が可能なもの

設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの

その他、総合性・効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの

- (2)過去5年間の開催が年1回以下の審議会等及び設置後10年以上経過した審議会等 については、(1)の趣旨を踏まえ、その必要性等を検討するものとする。
- (3)法律に設置義務がある附属機関であって、法令の改正等により他の審議会等との統合が可能になったもの等については、見直しを検討するものとする。
- (4)要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等の中で、調停、審査、答申又は調査

を行うものは、短期間で廃止するものを除いて、すみやかに既存の附属機関との統合 又は条例を根拠とする附属機関への移行を行うものとする。

(5)要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等は、「審査会」、「審議会」、「調査会」 の名称を用いないこととし、それらを用いているものは、(4)の適用を受けるもの を除いて、すみやかに名称を変更するものとする。

5 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、その設置目的等を踏まえ、次によることとする。

- (1)審議会等の設置目的や役割に応じた委員を選任することとし、幅広い分野·年齢層 等から多様な意見が聴けるような委員構成になるよう努めること。
- (2)委員数は、法令に定めのあるものを除き、原則として20名以内とし、現在、規模の大きなものは、審議の充実や迅速化を図るため、適正規模を検討し、委員の改選期等を目処に可能な限り縮小すること。
- (3)同一の審議会等における委員の在任期間は、原則として10年までとすること。
- (4)同一の者を委員等として選任することができる審議会等の数は、原則として5機関 までとする。
- (5)女性の登用については、千葉県男女共同参画計画に基づいて、女性委員の割合が 40%以上になるように努めること。
- (6)千葉県職員は、法令や条例に定めのあるものの外、原則として委員に任命しないこと。

6 会議の公開

審議会等の会議については、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第27条の3の規定により非公開とする場合を除き公開するものとし、透明性の向上に努めるものとする。

7 公開の方法

- (1)審議会等の会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する 者に傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (3)審議会等は、会議を公正・円滑に運営するため、別紙「傍聴要領(例)」を参考に傍聴要領を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

8 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議を開催するに当たっては、当該会議が開催される日の1週間前までに(緊急に会議が開催される場合にあっては、当該会議の開催が決定された後直ちに) 開催日時、審議会等の名称、議題、開催場所、傍聴の定員及び手続、問い合わせ先等を県ホームページに掲載するとともに、各種広報媒体を通じた県民等への周知及び報道機関への情報提供に努めなければならない。

9 審議会の概要等の公表

- (1)審議会等を設置したときは、速やかに、当該審議会等の概要を県ホームページに掲載するものとする。
- (2)審議会等の会議の結果は、当該会議の終了後、県ホームページに掲載するものとする。会議の結果を非公開とするときは、非公開とする根拠を掲載するものとする。
- (3)知事は、毎年1回、審議会等の設置状況及び公開状況を取りまとめ、県ホームページに掲載するものとする。

傍聴要領(例)

千葉県 ×× 審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、 審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長 の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、な おこれに従わないときは、退場していただくことがあります。